

内閣府 担当官 殿

平成18年8月10日

警 察 庁

「要確認事項」に対する回答について

次のとおり回答します。

1 「要確認事項」の内容

生活保護を受給している場合、犯罪被害給付金と生活保護の間で併給調整がなされるか。調整される場合は、どのような形で調整されるのか。【警察庁・厚生労働省】

2 回答

犯罪被害者等給付金は、死亡、負傷若しくは疾病又は障害を原因として他の法令により給付等が行われるべき場合には、その給付等の限度において調整されることとなっている。

調整対象となる他の法令による給付等については、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」第7条等に規定されているところ、生活保護は、犯罪被害者等給付金の調整対象とはされていない。

以 上

内閣府 担当官 殿

平成18年8月10日

警 察 庁

資料作成等の要望について

今後の検討に資するため次のとおり要望しますので、取り計らい方を願います。

具体的なケースでの資料の作成について

この度、貴府では犯罪被害者等の意見・要望等から各種公的給付の制度等を内容とする資料を作成されていますが、更に、今後の論点整理等を容易にするため、具体的なケース（例：犯罪被害者等の被害の態様、収入、年齢、家族構成等）をいくつか想定した上、同ケースで受けることが可能な公的給付制度等による経済的支援の内容（給付等の種類、金額、支給期間等）について、目に見える形で資料化されることを要望いたします。

なお、具体的なケースの選定に当たっては、特に気の毒なケースとして、救済の必要性が高いとされているケースも取り上げ、上記により整理された既存の制度による経済的支援と突き合わせたいえ、制度上、運用上の問題点の検証を行うことが可能となるようなご配慮をお願いいたします。

以 上